

## ガスのカロリーアップに伴う料金変更のお知らせ

日ごろは、本庄ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 さて、弊社は平成28年9月に関東経済産業局に認可を申請し、本庄市児玉町・美里町地区でご使用いただいているガスの標準熱量を平成28年10月18日（火）より「13A（43.12kcalジュール）」から「13A（45kcalジュール）」に変更いたします。これに伴い、同日からガス料金も変更いたしますのでお知らせいたします。  
 また、一部のお客さまにおいては事前に個別の器具調査・点検作業にご協力いただきましてありがとうございました。

### 【変更内容概要】

熱量が上がった分、1㎡当たりの単価は高くなります。  
 しかし、熱量が上がった分ガスの使用量が減るため、  
 お客さまがお支払いになるガス料金は、これまでと変わらない計算になります。

1. ガス料金変更日 平成28年10月18日（火）▶11月検針分から変更になります

### 2. 一般ガス供給約款（特別供給条件）の料金について

●旧料金表（前回の値下げ改定分）平成28年10月17日まで適用 【43.12kcalジュール・税込】

料金表区分	1カ月のガスご使用量	基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/㎡)		
			基準単位料金	調整料金	調整単位料金
料金表 A	0㎡から19㎡まで	810.00円	139.33円		136.37円
料金表 B	19㎡をこえ170㎡まで	1,004.40円	129.33円	-2.96円	126.37円
料金表 C	170㎡をこえる場合	3,011.04円	117.51円		114.55円

●新料金表（今回の熱量変更分）平成28年10月18日以降適用 【45kcalジュール・税込】

料金表区分	1カ月のガスご使用量	基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/㎡)		
			基準単位料金	調整料金	調整単位料金
料金表 A	0㎡から18㎡まで	810.00円	145.41円		142.33円
料金表 B	18㎡をこえ162㎡まで	1,004.40円	134.96円	-3.08円	131.88円
料金表 C	162㎡をこえる場合	3,011.04円	122.64円		119.56円

※調整単位料金＝基準単位料金＋調整料金です。調整料金は、原料費調整制度により毎月価格調整を行い増減します。

### 3. 検針票および検針結果の送付について

11月分の検針票には都合により、請求予定金額等の料金関係の表示ができません。そのため、お客さまには11月検針日からおよそ1週間後を目安に料金のお知らせハガキを別途郵送いたしますので予めご了承ください。また、11月分の料金表および12月分以降の料金表については本紙をご参照ください。

11月分ガス料金は按分計算になります。計算方法は裏面の「11月検針分ガス料金の計算方法」をご参照ください。  
 また、選択約款契約をご利用のお客さまには別途ご案内申し上げます。



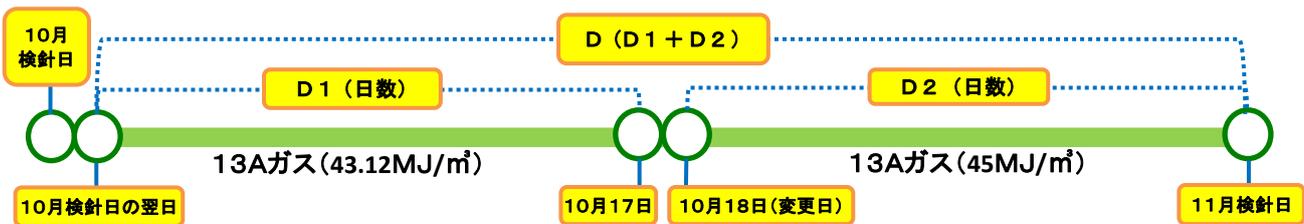
# 本庄ガス株式会社

TEL 0495-24-2341(代表)

■ ガス料金に関するご連絡・お問い合わせ  
 お客さまサービスグループ TEL 0495-71-6572(直通)  
 受付時間：8時30分～17時15分まで(土日祝祭日を除く)

# 1 1月検針分ガス料金の計算方法

1 1月検針分ガス料金は変更日（10月18日）を含むため、変更前料金と変更後料金に分けて算定し、合算します。



## ■ガス料金計算手順

手順1

1カ月の使用量を変更日前（D1）、変更日後（D2）の使用量に分けます。

- 10月18日以降のご使用量（旧料金）算定後小数点以下切捨て  

$$V2 = \text{全使用量} \times \left\{ (43.12 \times D2) / (45 \times D1 + 43.12 \times D2) \right\}$$
- 10月17日までのご使用量（新料金）  

$$V1 = \text{11月検針分の使用量} - V2$$

手順2

変更日前（D1）と後（D2）の適用区分を判定し、それぞれの使用量を1カ月に換算します。

- D1の1カ月換算使用量 =  $V1 \times D / D1$   
 $\Rightarrow$  旧料金表（H28年10月17日まで適用分）から基本料金と調整単位料金を確認。
- D2の1カ月換算使用量 =  $V2 \times D / D2$   
 $\Rightarrow$  新料金表（H28年10月18日以降適用分）から基本料金と調整単位料金を確認。

手順3

10月17日までのガス料金（旧料金）を日割計算にて算定します。

- 旧ガス料金（算定後小数点第3位以下切捨て）  

$$= \text{10月17日までの基本料金} \times D1 / D + \text{10月17日までの調整単位料金} \times V1$$

手順4

10月18日以降のガス料金（新料金）を日割計算にて算定します。

- 新ガス料金（算定後小数点第3位以下切捨て）  

$$= \text{10月18日以降の基本料金} \times D2 / D + \text{10月18日以降の調整単位料金} \times V2$$

手順5

新旧それぞれのガス料金を合計し11月分のガス料金を算定します。

- 11月検針分ガス料金（算定後小数点以下切捨て）  

$$= \text{10月17日までのガス料金（旧料金）} + \text{10月18日以降のガス料金（新料金）}$$

## ● 11月検針分ガス料金の計算例 ●

一般ガス供給約款の料金をご利用で10月の検針日（11日）の翌日から11月の検針日（9日）まで、33<sup>m<sup>3</sup></sup>（標準的なご家庭での使用量）お使いになった場合。なお、検針日、ご使用量、ご請求金額はお客様ごとに異なります。

手順1) 10月18日以降のガスご使用量

$$V2 = 33 \times \left\{ (43.12 \times 23) / (45 \times 6 + 43.12 \times 23) \right\} = 25 \text{ m}^3 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

10月17日までのご使用量

$$V1 = 33 - 25 = 8 \text{ m}^3$$

手順2) D1の1カ月換算使用量 =  $8 \times 29 / 6 = 38.666 \text{ m}^3$  (小数点第4位以下切捨て)  $\Rightarrow$  旧料金表の「料金表B」適用

D2の1カ月換算使用量 =  $25 \times 29 / 23 = 31.521 \text{ m}^3$  (小数点第4位以下切捨て)  $\Rightarrow$  新料金表の「料金表B」適用

手順3) 旧ガス料金 =  $1,004.40 \times 6 / 29 + 126.37 \times 8 = 1,218.76 \text{ 円}$  (小数点第3位以下切捨て)

手順4) 新ガス料金 =  $1,004.40 \times 23 / 29 + 131.88 \times 25 = 4,093.59 \text{ 円}$  (小数点第3位以下切捨て)

手順5) 11月検針分ガス料金 =  $1,218.76 \text{ 円} + 4,093.59 \text{ 円} = 5,312 \text{ 円}$  (小数点以下切捨て)